平成２９年１１月

<不用品を高く買い取ります！？>

【相談】女性の声で電話があり、「使用済みのテレホンカードや不要な靴はありませんか。今、地域を回っていますので買い取ります」と言われた。処分したい靴はたくさんあったので、訪問を了解した。後日、男性が訪問してきて、靴には目もくれず、「指輪やアクセサリーはないか」と聞いてきた。途中からおかしいと思い、「貴金属はない」と必死で断り続けると男は悪態をついて帰った。怖かった。今後はどうしたらよいか。

【アドバイス】「不用品を買い取るというので家に来てもらったら強引に貴金属を安く買い取られた」という相談が多くなっています。

　事業者が個人宅を訪問し、物品を買い取ることを「訪問購入」または「訪問買い取り」といい、特定商取引法の規制を受けます。消費者からの依頼のない飛び込みの訪問購入は禁止されています。

　また、そのほかにも事業者が守るべき行為として、氏名の明示義務、再勧誘やクーリングオフ妨害などの禁止、書面交付義務などが定められています。不用品を買い取る、または査定するなどと電話があっても、業者の目的は貴金属の買い取りがほとんどです。（次の物品は訪問購入規制の対象外です。自動車・家具・家電・本・ＣＤ・ＤＶＤ・ゲームソフト類・有価証券）

　訪問購入の対応として、以下のことを心掛けましょう。

　①突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。

　②電話がかかっても売りたくない時は、きっぱり断りましょう。

　③契約したときは契約書面を受け取り、しっかり確認しましょう。

　④契約書面を受け取ってから８日間であれば、クーリングオフができ、物品の引き渡しを拒絶することができます。

　⑤購入業者とトラブルになった時は、消費者相談窓口に相談しましょう。

　…………………………

　消費者ホットライン＝電話１８８（泣き寝入りはいやや！）